

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000869号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100133号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年6月1日から平成26年9月1日に訂正し、同年9月から平成30年5月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成26年9月1日から平成30年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年9月27日から平成30年6月1日まで

A社に昭和58年6月10日から令和2年2月29日まで継続して勤務したが、16年ぐらい前に会社から社会保険を止める旨説明され、途中から厚生年金保険の被保険者でなくなったため、国民年金に加入した。平成30年6月1日からは、再度、厚生年金保険に加入したが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社は請求期間の始期である平成15年9月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、平成26年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、請求期間のうち、平成15年9月27日から平成26年10月1日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、商業登記簿謄本により、昭和53年1月14日に会社成立し、現在に至るまで法人事業所であることが確認できることから、当該期間について、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求期間のうち平成26年9月1日から平成30年6月1日までの期間(以下「期間①」という。)について、事業主から提出された請求者に係る平成26年1月から平成30年12月までの賃金台帳、給与所得に対する源泉徴収簿及び給与支払明細書(以下「賃金台帳等」という。)

により、期間①に係る標準報酬月額の設定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は53万円であることが確認できる。

一方、賃金台帳等において、請求者の給与から期間①に係る厚生年金保険料は控除されておらず、請求者から提出された平成26年分から平成30年分までの給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額からは厚生年金保険料の控除を推認することができないことから、期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを認めることができない。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年6月1日から平成26年9月1日に訂正し、平成26年9月から平成30年5月までの標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる本来の報酬月額から53万円とすることが必要である。

なお、期間①については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

他方、請求期間のうち平成15年9月27日から平成26年9月1日までの期間（以下「期間②」という。）について、A社の事業主は、平成15年9月から平成25年12月までの期間に係る資料を保管していない旨陳述している上、賃金台帳等により、平成26年1月から同年8月までの期間に係る報酬額は確認できるものの、厚生年金保険法において本来の報酬月額を決定するために必要とされる平成25年4月、同年5月及び同年6月の報酬額を確認することができず、期間②に係る本来の報酬月額を確認することができない。

また、請求者は期間②に係る給与支払明細書を保有していない上、上述のとおり、事業主は平成15年9月から平成25年12月までの期間に係る資料を保管しておらず、賃金台帳等においても期間②のうち平成26年1月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことから、請求者の期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100959号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100134号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年6月1日から同年10月6日に訂正し、同年6月から同年9月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成30年6月1日から同年10月6日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年6月1日から同年10月6日まで

平成30年10月5日にA社を解雇されたため、年金事務所へ同年10月6日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとして届出を行ったものの、請求期間の被保険者記録がない。健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び給与支払明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された離職証明書及び給与支払明細書(以下「給与明細書」という。)並びに請求者の同僚である取締役の陳述及び回答により、請求者は請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を有していたと認められる。

また、請求者は、平成30年10月5日の解雇に伴い、自身のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成30年10月6日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を同社の所在地を管轄する年金事務所(以下「管轄年金事務所」という。)に提出したと述べており、請求者から提出された資格喪失届の写しには同年10月9日受付とする管轄年金事務所の受付印が押されていることが確認できることから、管轄年金事務所は、請求者の資格喪失届を受理していたものと認められる。

さらに、管轄年金事務所は、請求者に関する平成30年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(以下「算定基礎届」という。)が提出されていないためとして、請求者から返納された健康保険被保険者証に算定基礎届の様式を添付し、A社へ送付しており、平成30

年 10 月 6 日喪失とする処理は行っておらず、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 31 年 4 月 22 日の後の令和 2 年 3 月 19 日付けで、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成 30 年 6 月 1 日に遡って喪失とする処理が行われていることが確認できる。

加えて、管轄年金事務所から提出されたA社に関する滞納処分票及び保険料収納状況照会回答票により、同社は、社会保険料を滞納していたことが確認できるところ、当該滞納処分票には、平成 30 年 7 月 11 日に管轄年金事務所の担当者が同社に電話した際、請求者が対応した旨記載されていることから、管轄年金事務所は、請求者が同日において同社に勤務していたことを把握していたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者について、平成 30 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由があったとは認められず、当該喪失処理に関する記録は有効なものとは認められないことから、請求者の被保険者資格喪失年月日を同年 10 月 6 日に訂正することが必要である。

また、平成 30 年 6 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書及びオンライン記録から 34 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100592号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100040号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

私の父親は、私が大学生で20歳になった平成2年*月頃に私の国民年金の任意加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたのに、請求期間が国民年金の未加入期間とされている。父親から受け取った検認印が押された年金手帳は、現在所持していないが、調査の上、記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった平成2年*月頃に、父親が、請求者の国民年金の任意加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しており、請求者の父親も同様の陳述をしている。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続きを行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され年金手帳が交付されていたところ、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は平成3年4月1日であり、入力処理は同年5月20日に行われていることが確認できる。

このことから、基礎年金番号に統合されている請求者の国民年金番号「*」は平成3年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者は同年5月頃に、国民年金の加入手続きを行ったと考えられ、請求者の主張と符合しない。

また、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時、大学生であったと回答しているところ、大学生が国民年金の強制加入となったのは、平成3年4月1日からであり、請求期間当時、大学生は本人の申

出により任意加入被保険者となることができるとされており、その申出日に被保険者資格を取得するものとされていたことから、請求期間は、請求者の国民年金の加入手続が行われた平成3年5月時点において、遡って任意加入被保険者となることはできない国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、年金手帳については、請求者は、大学生の時に、父親から検認印が押されたものを受け取った旨回答しているが、昭和49年11月以降に被保険者資格の取得手続を行った者に交付される年金手帳には、検認印を押印する検認記録欄はなく、請求者の主張と符合しない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。